



\*マイナンバーも安心！当事務所は電子申請でお手続きしています\*

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- ・月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9時～17時



皆さまいかがお過ごしでしょうか。  
梅雨入りかと思うような天気もありながら、通信作成中の本日現在、近畿はまだ梅雨入りしていません。  
毎週末、息子の野球について行っていた生活が終わり、少しだけ時間に余裕ができてきました。といっても、平日のたまったことを週末で何とか解消して…の繰り返しですが。そんな中、娘とちょこちょこ映画を見に行ったり、ご飯を食べに行ったりしています。  
アラジン、観てきました！ディズニーの実写版です。思っていた以上によくて！誘ってくれた娘に感謝です(^\_^)



～パート・アルバイト 時給相場～

職種	平均値	最頻値	調査対象地域
施設介護員	1,037	950	大阪市内
//	983	1,000	神戸市

【アイデム人と仕事研究所より】

対象期間：2018年2月～2019年1月発行紙面（各月2週分）  
データ数：932,177件



## ★6月のお仕事カレンダー★

- |      |  |
|------|--|
| 6/10 | <ul style="list-style-type: none"><li>● 労働保険の年度更新手続きの受付開始(～7/10)</li><li>● 5月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付</li></ul>   |
| 7/1  | <ul style="list-style-type: none"><li>● 5月分健康保険料・厚生年金保険料の納付</li><li>● 4月決算法人の確定申告と納税・10月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)</li><li>● 7月・10月・11月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで)</li></ul> |

## ★トピックス★



～中小企業の人手不足続く、外国人材受入れニーズも上昇～

日本商工会議所ならびに東京商工会議所は、「人手不足への対応に関する調査」、「働き方改革関連法の認知度・準備状況に関する調査」、「外国人材の受入れニーズに関する調査」を一体で実施し、結果を取りまとめ、公表した。

本調査は、中小企業における人手不足の実態、働き方改革関連法への認知度・準備状況、外国人材の受入れニーズを把握することで、今後の要望活動に活かすために実施した。

調査対象：中小企業 4,125 社  
回答企業数：2,775 社（回答率：67.3%）

### 【結果のポイント】

#### <人手不足への対応に関する調査>

◆人員が「不足している」と回答した企業は、2018 年度調査結果（65.0%）と比べて 1.4 ポイント上昇の 66.4%となり、深刻な人手不足の状況が続いている。

◆数年度（3 年程度）の人員充足の見通しについては、半数以上の企業（52.1%）が「不足感が増す」と回答した。

#### <働き方改革関連法の認知度・準備状況に関する調査>

◆準備状況について、「対応済・対応の目途が付いている」と回答した企業の割合は、「時間外労働の上限規制」が 45.9%→63.1%、「年次有給休暇の取得義務化」が 44.0%→77.3%と、前回調査から上昇したが、「同一労働同一賃金」は 31.0%→36.0%にとどまっている。

#### <外国人材の受入れニーズに関する調査>

◆外国人材の受入れニーズがある（「ある（既に雇用している）」、「ある（今後雇用する予定）」、「雇用するか検討中」と回答した割合の合計）と回答した企業は 50.8%と、2018 年度調査結果（42.7%）と比べて上昇している。

## 歯科技工士の男性 パワハラ、過労自殺で4,200万円支払い命令

自殺した歯科技工士の男性の遺族が、勤務する歯科医院に損害賠償を求めた訴訟の判決で、福岡地裁は4月16日、医院側に約4,200万円の支払いを命じました。

判決では、経営者である歯科医師のパワハラや過労が原因でうつ病を発症し、自殺に至ったと認めています。

裁判長は、日常的な叱責、基本給を月10万円に引き下げるといった行為があったことを例に挙げ、パワハラによって精神的に強いストレスを受けていたと判断しました。また、過重労働があったことも指摘しています。男性が亡くなる5ヶ月前の残業時間は、月193時間にも達しており、死亡直前の3ヶ月についても、いずれも145時間を超える残業を行っていました。男性の自殺は、平成27年7月に労災認定されています。

過重労働については、働き方改革関連法により、時間外労働の上限規制が設けられ、今年4月より（中小企業は来年4月より）施行されています。

また、パワハラについても、企業にパワハラ防止措置の実施を義務付ける法案が4月に衆議院を通過しており、成立すれば公布から1年以内に（中小企業は3年以内に）施行される予定です。

パワハラは、業務上の指導との境界線が分かりづらく対処の難しい問題です。でもだからこそ、社内でパワハラに対する共通認識を広めるために研修を行ったり、相談体制を整備したり、防止対策を事前に講じておくことが重要です。

### 【参考】厚労省によるパワハラの種類とその例

- ①暴行・傷害（軽い書類を投げつけるような行為も認定されることがある。）
- ②脅迫・ひどい暴言など精神的な攻撃（無能、辞めてしまえ、などの発言も、必要な範囲を超えた言動とみなされることがある。）
- ③仲間外し・無視
- ④業務の過大要求（後輩や新人に徹夜で働かせる、など。）
- ⑤業務の過少要求（合理的な理由がないのに仕事を与えず放置、営業職なのにひたすら掃除をさせるなど。）
- ⑥私的なことに過度に立ち入る（携帯電話や私物ののぞき見など。）

どれも、冗談でそんなつもりはない、と言えそうな例ですが、業務に直接関係がない行為となるとパワハラと認定される可能性が高くなります。また、最近は、本人だけでなく、その周りの家族などからの訴えもあります。行き過ぎた発言・行為とならないよう十分な注意が必要です。

\*マイナンバーも安心！  
弊所は電子申請でお手続きしています\*

\*いきいきした会社づくりをお手伝いします\*

羽渕貴久子社会保険労務士事務所  
社会保険労務士 羽渕貴久子  
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815  
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554  
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp  
URL <http://ikiiki30.com/>

